

議第43号

令和4年6月23日提出

千原台高等学校におけるスクール・ミッションの策定について

令和5年度（2023年度）以降の熊本市立千原台高等学校におけるスクール・ミッションを別紙のとおり定めたいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

（提出理由）

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正等により、高等学校の設置者においては、学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして再定義することが求められていることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

令和5年度（2023年度）以降の
熊本市立千原台高等学校におけるスクール・ミッション
設置学科：情報ビジネス探究科・健康スポーツ探究科

1 目指すべき学校像（スクール・ミッション）

熊本市立高等学校・専門学校改革基本計画（千原台高等学校・総合ビジネス専門学校編）に基づき、以下のとおり定める。

熊本市立千原台高等学校は、情報ビジネス探究科と健康スポーツ探究科を有する高校として、熊本市の未来を拓き、健康で心豊かな人生と幸せな社会を生み出す、次のような資質・能力を有したリーダーを育成します。

- ・多様な価値観を尊重し、新たな価値を創造する力
- ・社会に関する理解を深め、地域の課題や魅力を見出す力
- ・自己の興味・関心に応じて、生涯にわたって学び続ける力

この目的のため、「市立ならではの」次のような取組を行います。

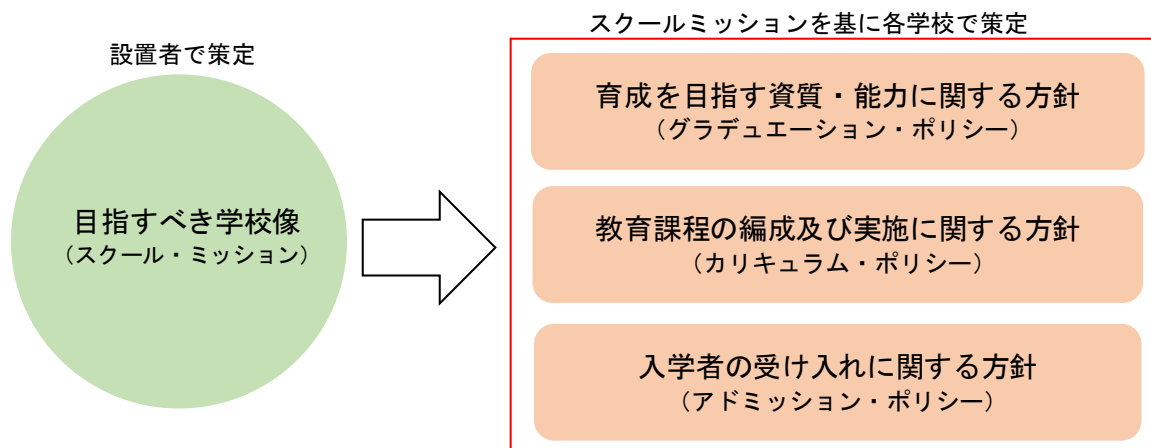
- ・多様な生徒一人ひとりが主体的かつ協働的に学校づくりに参画する機会の拡充
- ・市役所、市立専門学校、大学、企業等と連携・協働した課題探究型学習の推進
- ・情報・ビジネス・健康・スポーツに関する実践的・体験的な専門教育の推進

2 スクール・ミッションとスクール・ポリシーの位置付け

熊本市教育振興基本計画（令和2年7月策定）

教育理念

「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」



3 関係通知等

(1) 目指すべき学校像（スクール・ミッション）の再定義

令和3年3月31日付け2文科初第2124号通知「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について」

第2 留意事項

1 高等学校に期待される社会的役割等の再定義及び三つの方針の策定・公表について

- (1) 各設置者においては、その設置する高等学校が三つの方針を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携しつつ、各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆる「スクール・ミッション」。）を再定義することが望まれること。（以下略）

(2) 「学校教育法施行規則」三つの方針（スクール・ポリシー）の策定について

第103条の2

高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。

- 一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

(3) 熊本市立高等学校・専門学校改革基本計画（千原台高等学校・総合ビジネス専門学校編）（令和3年6月策定）

○改革の基本理念

「自ら考え、主体的に行動し、多様な人々と協働しながら、自らの人生とよりよい社会を創造する力を育てる学校へ改革する。」

○学校の特徴

- I 「市立ならではの」の特徴ある学校
- II 探究的な学びを推進し、社会と積極的にかかわっていく学校
- III 生徒が主体的に学校づくりに参画する学校

○千原台高等学校の教育理念

「情報やビジネス、スポーツに関する高い専門性を有するスペシャリストを育成する」